

令和5年度SAMURAI PASSPORT事務局業務委託に関する仕様書

1 目的

加賀百万石回遊ルート誘客推進実行委員会（以下「当実行委員会」）では、令和2年度に誕生した「加賀百万石回遊ルート」の認知度と回遊性の向上、当該エリアへの誘客促進を図るため、「SAMURAI PASSPORT」（以下「サムライパス」）を発行する。本事業は、サムライパスの管理、販売促進、精算についての業務を請け負うことを目的とする。

※加賀百万石回遊ルートとは、金沢城への新たな入口となる鼠多門・鼠多門橋の完成、国立工芸館の開館によって形成された、長町武家屋敷跡から尾山神社、金沢城、兼六園、そして本多の森公園へ続く新しい観光ルートをいう。

2 履行期限

令和6年3月31日まで

3 サムライパス概要（※各施設との調整によって変更の可能性あり）

①参画施設（回遊ルート周辺の観光・文化施設）

【入場フリー施設（12施設）】

兼六園、五十間長屋・菱櫓、県立美術館、県立歴史博物館、四高記念文化交流館、いしかわ生活工芸ミュージアム、金沢市老舗記念館、前田土佐守家資料館、中村記念美術館、金沢能楽美術館、鈴木大拙館、野村家

【割引優待施設】

国立工芸館、金沢21世紀美術館、成巽閣、加賀本多博物館

②販売価格

サムライパス（単体）：1,000円 バス券付きサムライパス：1,500円

※バス券・・・北陸鉄道発行の金沢市内1日フリー乗車券

③販売・引換場所

サムライパス単体：金沢駅・金沢中央観光案内所、石川県観光物産館、金沢市内ホテル7か所、旅行会社（引換クーポンの発行）、デジタル版

バス券付きサムライパス：旅行会社（引換クーポンの発行）

※旅行会社が発行するクーポンの引換は金沢駅・金沢中央観光案内所のみ対応

4 委託事業内容

（1）販売・引換場所及び参画施設等との契約締結及び対応マニュアルの作成・周知等

（ア）販売・引換場所

当実行委員会が決定するサムライパス販売事業者（旅行会社・観光案内所・ホテル等）と販売契約を結び、対応マニュアルや様式を作成し、周知すること。

※販売台帳、クーポン交換、精算方法、販売実績申請書など

(イ) 参画施設等

当実行委員会と参画施設との間で合意された配分単価を定める契約を結び、対応マニュアルや様式を作成し、周知すること。

※入場者数報告書（台帳）

(2) サムライパス券の管理・配布

当実行委員会が作成するサムライパス券を管理し、販売・引換場所に納品すること。販売・引換場所での在庫数はサムライパス販売事業者と調整し、不足が生じないように補充すること。なお、バス券については受託者が金沢駅・金沢中央観光案内所で立て替えて購入し、仕入れること。また、定期的に販売場所での在庫の確認を行うこと。

(3) 精算業務（※別紙は契約締結時に提示する）

(ア) 毎月月末締めでサムライパス販売事業者から報告のあるサムライパス券・バス券付の販売枚数を合計した実績をとりまとめ、翌月15日までに当実行委員会へ報告すること。

(イ) サムライパス販売事業者に対し、所定の販売手数料（別紙）を差し引いた金額を請求し、收受すること。

(ウ) 各月ごとに当該月のパスポート券販売枚数に各参画施設と締結した配分単価（別紙）を乗じた金額を算出し、翌月10日までに各参画施設へ支払うこと。

なお、県有施設（兼六園、五十間長屋・菱櫓、県立美術館、県立歴史博物館及び四高記念文化交流館）への支払については、販売実績をもとに（イ）の收受後に支払うこととするため、翌月10日までの支払の必要はないが、（イ）の收受後、遅滞なく支払うこと。

(エ) 受託者は、所定の事務手数料（別紙）を收受すること。

(オ) サムライパスの販売総額から（ア）～（エ）全ての精算を終えた後に生じた余剰金については当実行委員会に支払うこと。

(4) 利用促進業務

- ・パスポートの販売促進を図るため、効果的なPRを実施すること
- ・当実行委員会が決定するサムライパス販売事業者に加え、積極的に旅行会社と販売契約を締結し、旅行会社での販売を促進すること

(5) その他

- ・サムライパス販売・引換場所が押印する日付スタンプやスタンプ台（油性）の準備

(ア) 納品数：10セット

(イ) 色：黒

- ・アンケートの集計等は当実行委員会のホームページで実施するため、受託者において調査は不要とする。